

第6期相生市障害福祉計画及び第2期相生市障害児福祉計画（案） への意見募集について

「第6期相生市障害福祉計画及び第2期相生市障害児福祉計画（案）」を作成しましたので、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正の内容と理由をあわせて公表いたします。

計画策定の趣旨

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体で策定するものです。

計画の策定にあたっては、「相生市総合計画」及び「相生市地域福祉計画」を上位計画とし、「相生市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「相生市子ども・子育て支援事業計画」、「あいのまち あいおい 健康プラン21」等の関連するさまざまな計画との整合性を図っています。

意見の提出ができる方

- ・相生市に住所、事務所又は事業所のある方
- ・相生市に通勤、通学されている方
- ・相生市に納税義務のある方
- ・この計画に利害関係のある方

意見の提出期限

令和3年2月12日（金）まで
郵送の場合は、当日消印有効

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

（1）郵便

〒678-0031

相生市旭一丁目6番28号 相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係

（2）ファクシミリ 0791-23-4596

（3）電子メール shogaifukushi@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

計画案の入手方法

相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナーまたは社会福祉課で閲覧・入手できます。

その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

相生市健康福祉部社会福祉課障害福祉係 TEL 0791-22-7167